石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会
作業部会開催結果報告書

部会名称		第４回事業性の検討に関する作業部会
開催日時		平成３０年１１月２８日（水）　１４：００～１６：００
開催場所		石狩商工会議所　３階大ホール
出席者	検討委員	白石、藤井、石井
	部会員等	部会員：和田、加藤、春日、中村、佐藤、糟谷
欠席者	検討委員	－
	部会員等	部会員：秋、田中
事務局		（石狩市）新岡、佐々木、加藤、中村 （委託事業者）株式会社パスコ　北野、門田、蒲、夫津木
傍聴者数		５名
議題等		１　開会 ２　説明 （１）二次スクリーニング（案）について （２）意見交換 ３　意見交換 ４　閉会
結果		○説明 これまでの経過と今後のスケジュールの確認をし、「ゾーニング計画書（案）」について事務局から説明。 ○意見交換 部会ファシリテーターの白石委員の進行による意見交換を実施。 ・主な発言内容は、別紙「会議内容の記録」のとおり。

（部会員等氏名の表示については敬称略）

会議内容の記録

（事務局）

・配布資料の確認。

・これまでの経過と今後の日程を確認。

・平成 29 年度は検討委員会を３回開催し、作業部会は 12 月に３部会合同、２月に第２回目の各部会を開催。

・平成 30 年度は、検討委員会は現在まで２回開催し、作業部会は３部会をそれぞれ７月上旬に開催。

・第４回作業部会は、「ゾーニング計画書（案）」の最終確認を行い、頂いた意見等を可能な限り反映したものを市の原案として、12 月 17 日から１カ月間、パブリックコメントを実施予定。

・パブリックコメント実施後は、２月上旬又は中旬に、最終の検討委員会を開催し、環境省委託事業としてのゾーニング事業の最終成果をまとめていく。

（ファシリテーター）

・進行方法として、ゾーニング計画書（案）の目次に沿って、事務局から１章ごとに説明いただき、確認や質問という流れで進めさせていただきたい。

・最後に全体を通して意見交換を行う。

（事務局）

・「風力発電ゾーニング計画書（案）」に沿って、第１章「総論」から説明する。

・１ページは、本ゾーニング計画の目的と背景について記載。

・最後の段落に記載しているとおり、本計画書に記載している情報については、調査、収集時点の情報であり、今後、変更等が生じる可能性に留意する必要があること。また、ゾーニングマップにおける各エリアの設定結果については、実際の事業性を評価、担保するものではないということを示している。

・２ページは、市内等における風力発電について、青色の丸印で既設の風車、黄色の丸印で建設中あるいは計画中の風車を示している。

・３ページは、ゾーニング計画の位置付けについて記載しており、本ゾーニング計画はフロー図にあるとおり、事業着手に必要な環境アセスメント手続きの更に前段階に位置付くもの。

・収集・整理した環境配慮情報を重ね合わせることで、ゾーニングエリアの抽出を行ったものであり、事業者による環境アセスメントの実施に先立ち、環境保全と風力発電の導入促進の両立という観点において、環境配慮情報の提供、事業企画段階前における適地への誘導を行うことを目的としている。

・４ページは、ゾーニングの対象範囲について、海域の南限ラインを以前の資料から変更をしている。

・第３回目の景観・まちづくり・騒音等部会において、小樽側の銭函海岸の海域は石狩湾漁協の漁業権海域であるという意見を踏まえ、石狩湾漁協と小樽市漁協の漁業権海域の境界と、従来の北限ラインを平行に下ろしたラインをつなぎ合わせたラインに変更している。

・７ページは、ゾーニングエリアの種類について、マップの色使いが信号と逆のイメージで捉え

にくい、わかりにくいという意見をいただいたため、前回までと逆転している。
・９ページは、環境保全エリアが赤、調整エリアＡ、Ｂ、Ｃの３段階は、調整事項が多い調整エリアＡから調整事項が少ない調整エリアＣにかけて、中段のように、オレンジ色から黄色にかけて色合いが薄くなっていくように表示している。また、調整が必要な課題が比較的少ないと考えられる導入可能エリアは緑色に設定している。
・調整エリアの設定方法については、９ページ下部のとおり、レイヤーごとの重み付けは行わず、各調整レイヤーを平等に１点と扱い、重なる調整レイヤーの数に応じて３段階の評価をしている。
・調整エリアの重なりが一つである１点の場所は調整エリアＣ、２点の場所は調整エリアＢ、評点が３点以上で調整エリアＡとしているため、より環境保全側に立ったエリア設定であると考える。

（ファシリテーター）
・１章について、何か質問や確認等はないか。
・続けて説明をお願いする。

（事務局）
・２章以降について、続けて説明する。
・10 ページは、既存情報の収集として、一般に公開されている自然条件、法令等規制等情報、また、土地（海域）利用等の状況、インフラ等、表に挙げている項目について情報収集した。
・既存情報で不足する情報等を補うため、アンケート、ヒアリングや現地調査を行っている。
・昨年度は市民アンケートを行い、今年度は自然環境の情報を広く収集するため、地域の自然保護団体等にヒアリングやアンケート等を行った。
・現地調査については、昨年度から、特に浜益区・厚田区で、鳥類を中心とした現地調査を実施している。
・12 ページから 14 ページは、環境配慮情報として収集した項目と、各項目それぞれについて、ゾーニングでどのように検討したかを示している。
・補足資料１は図面集となっており、計画書（案）で示す表の番号に対応する図面を整理している。
・15 ページは、事業性エリアとして該当する風況、陸域標高、傾斜角、地上開度、送電線、道路の風力発電事業に関連する項目を一覧表で示し、16 ページに、今回のゾーニングエリアにおける事業性エリアを図示している。
・17 ページ、18 ページは、環境保全エリアとして選定した項目についてエリア条件等を一覧表に示し、19 ページは、環境保全エリアとして抽出したエリアを赤く図示している。
・調整エリアは、関係者である土地利用者、地域の住民等との調整が必要である項目として、20 ページのとおり抽出し、21 ページに調整エリアを図示している。
・環境保全エリア及び調整エリアにおいて、法令等で指定されている場所や土地そのものをエリア条件として選定した上で、環境を配慮するに当たり、それぞれの場所から一定の距離を設ける必要がある項目として、騒音、景観、動植物等の生育環境などの項目ごとの環境保全エリア及び

調整エリアの離隔距離の考え方を 22 ページ以降に示している。
・22 ページは、生活環境の保全の観点から、主に騒音等による影響を避けるために離すべき距離として、住居、学校、病院及び福祉施設等を含む、住居等の周囲 800m の範囲を環境保全エリア、その外側の 1,200m までを調整エリアとしている。
・昨今の風力発電施設の大型化に伴い、基準にしていた環境省等の報告書の数値より、更に大型化した場合の条件で試算して検討を行った。
・24 ページは、住居等から環境保全エリア 800m、調整エリア 1,200m のバッファー距離を示している。
・25 ページは、景観・人と自然との触れ合い等の環境保全に係るレイヤーとして、主要な眺望点や、海辺や海水浴場又はキャンプ場等、人が集まる場所の環境を保全する観点から、主に景観に関する離隔距離として、圧迫感を受け始める仰角（見上げる角度）の距離 800m までの範囲を環境保全エリア、その外側 1,200m までの範囲を調整エリアに設定した。
・主な眺望点である国定公園や眺望点は、その周辺 5,000m までの範囲を調整エリアに設定している。
・25 ページ、26 ページは、それらの距離設定の根拠とした既存情報や資料等を示している。
・27 ページの黄色の部分は、主要な眺望点から 5,000m のエリアを示している。
・28 ページは、実際に眺望点から現在の石狩市域、又は海域を望んだ写真を撮り、800m、1,200m、5,000m の距離に風車が立ったイメージを入れたフォトモンタージュを提示している。
・望来坂の駐車スペースから既存の望来風力発電、厚田市民風力発電を望む方向の写真に、800m、1,200m、及び既存の望来風力発電がある位置、そして 5,000m の位置に、ハブの高さが 84m、羽根の最高到達点が 140m になる風車を入れた合成写真である。
・下側の写真は、道の駅石狩「あいろーど厚田」の駐車場から海を望んだ写真で、沖合５km に６基建設されたことを想定した合成写真である。
・29 ページからは、動植物の生息・生育環境保全に係る調整エリア等の考え方を示している。
・29 ページ下段の表のように、一般に環境アセスメント等で保全対象として抽出される重要種について、表 14 に示している選定基準に係る生物を、今回のゾーニングでも、その生息が確認されている場所、情報のある場所を環境保全又は調整エリアの検討に用いている。
・30 ページは、既存情報及び環境アセスメント図書の情報等による重要種の確認情報を示した図である。
・重要種の生息位置等をマップ上に落とすため、例えば、繁殖に関して重要な場所である、又は渡りのルートとして使われている可能性が大きいことなどから、調整エリア及び環境保全エリアをマップ化する作業を行っている。
・動植物の情報については、調査が行われていない場所の情報はほとんど入手できていないので、今回のゾーニングマップで十分に網羅されているとは言いがたい。
・32 ページは、石狩市全域の植生を衛星写真から判読し、どのような植生分布をしているかを整理している。
・動植物に関して、地域環境に相応する生物がいることを十分に留意して事業を進めていただきたいということを含めて、ゾーニング計画書の中でも整理していきたい。

（ファシリテーター）

・２章の内容について、何か質問・確認事項等はあるか。

（部会員）

・28 ページにフォトモンタージュがあり、おそらく 3,400kW 程度のブレードの最高到達点が 140ｍ規模の風車を想定して写真を入れていると思うが、現在、石狩湾新港の風車の規模は 4,000kW で、最高到達点は 160m 程度ある。

・最近、秋田県では、4,500kW 程度で計画中の洋上風力発電が最終的に 9,500kW になった。

・風車が大型化しているにも関わらず、この写真は少し小さいと思う。

・景観・まちづくり・騒音等部会において、騒音等の離隔距離に関して、病院等は環境保全エリア 800m を 1,200m にするという話が挙がったが、その点についてもう一度確認したい。

・低周波があるので、1,200m でもとても近いと思う。

・最近、新しく稼動したコミュニティウインドファームの１号機から 850m の場所で低周波を測定したところ、音が聞こえている。

・既設の風車２基と、最近稼動した７基の風車が回っているので、ものすごい低周波が漂っていると思う。

・具合が悪くなった方がいるわけではない。

・古い風力発電施設である「かぜる」の１km 先、２km 先でも低周波を測定している。

・国は認めていなくても、全国的に低周波の被害者がいて死んだ方がいるという事実があるので、800m や 1,200m ではなく、もっと離していただきたい。

・累積的影響の部分がなくなっているので、ゾーニングに加えるべきだと思う。

（事務局）

・28 ページは、参考として作った合成写真であり、26 ページの見え方に関する離隔距離では、石狩市内で現在最大の 170m の風車を想定した仰角（仰ぎ見る角度）を参考にし、景観上の離隔距離として 800m、1,200m という数字を設定している。

・このフォトモンタージュの諸元と、景観上の離隔距離の設定に係る諸元が異なっているが、大型の風車を配慮した上で、ゾーニングの基礎的な情報として扱っている。

・低周波による健康被害について、風力発電の騒音等に関しては、環境省がガイドラインを出しており、その国の見解を基にゾーニング事業を進めている。

・ゾーニングにおける累積的な影響の評価としては、既存あるいは計画中、建設中の風車からの離隔距離として、近い場所に複数基建設されると累積的影響が起こり得るという仮定をもとに、離隔距離のレイヤーを作っている。

・3,300kW 規模、パワーレベル 108dB の風車 11 基が等間隔で配置された場合に発生する騒音が、環境基準に減衰するまでの距離を基に、800m、1,200m という離隔距離を出していることから、累積的影響を考慮した上のゾーニングであると考える。

・ゾーニング事業は、既存の風力発電事業の良い、悪いを考えるものではないということを、事業実施当初から申し上げてきた。

・病院等の離隔距離は、13 ページの区分３「土地（海域）利用等」の３-20 病院において、環境

保全エリアを 800m としているが、これを 1,200m に改める。

（部会員）

・改めるのは病院だけか。

・福祉施設等は 1,200m にならないか。

（事務局）

・23 ページの中段に環境基準の説明があり、「また、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域の夜間の環境基準（AA 類型地域 40dB）」とあるので、病院に加え、福祉施設等に関しても、環境省の考え方に準じて、環境保全エリアを 1,200m に改めたいと思う。

（検討委員）

・その場合の調整エリアはどうなるのか。

・現状は環境保全エリア 800m、調整エリア 1,200m であるが、繰り上げにするのか。

（事務局）

・それは考えていない。

（部会員）

・国の介護保険の関係で、病院ではなく、自宅でお年寄りを看ましょうという流れがあり、そのようなことを考えると、福祉施設を加えるのであれば、住宅も加えるべきではないか。

（事務局）

・23 ページの騒音に係る環境基準で、環境省が AA 類型を適用する範囲の解釈になるが、ご指摘のケースが含まれるかどうか調べてみるが、おそらく、自宅で療養することまでを見越して、環境基本法の基準を適用しているとは考えられないため、そこまでは含まれていないと思う。

（検討委員）

・図１で既存及び建設・計画中の風車の図があるが、文章中でほとんど触れられていない。

・既存の風力発電を考慮したゾーニングであるということ。ただし、既存の風車の良い、悪いを言及しないということをしっかり書いておくべきだと思う。

・実際に既存の風力発電を考慮した情報が、どこにどのように反映されているかを示していただき、考慮すべきレイヤーの作成にしっかりと位置づける必要があると思う。

（事務局）

・補足資料１の 39 ページは、既存又は計画中、建設中の風車一覧を図示している。

・この図は、現在は風車の場所だけを示し、調整エリア 800mのバッファーを示していない。

・風力発電ゾーニング計画書（案）の 24 ページに記載している人口のあるメッシュからバッファ

ー800m をピンク色で示した図と同様に、既存風車から 800m のエリアを図示したいと思う。

（検討委員）

・風車から 800m 以内とは、どのような意味があるのか。

・それは何エリアになるのか。

（事務局）

・調整エリアに当たる。

・騒音が複合する観点もあるが、事業性の面では、卓越風向に対して、ローター直径の３倍を離すという基準があるため、ローターは 130m 程度で、その３倍だと 390m 程度となることから、以前は 500m を環境保全エリアに設定していた。

・しかし、事業者から話を聞くと、必ずしも３倍以上、500m を離さなくても大丈夫な場合もあり、環境保全エリアとすることは厳し過ぎるため、調整エリアにしている。

（検討委員）

・風車の周囲が別の条件で環境保全エリアになるのであれば、そこは環境保全エリアとなり、そのほかの条件に掛からず、純粋に既存の風力発電施設の影響だけであれば、調整エリアになるという意味か。

（事務局）

・既存風車の近傍に、もう１基風車を建てたいといったときには、既存風車の事業者と調整することが必要であるということ。

・例えば、バードストライクも風車が隈なく建っていれば、発生する確率は確実に上がるため、そのような意味でも調整エリアである。

・先ほど言ったのは、事業性の観点として、風の乱れなどが起きるが風況は大丈夫であるということ。

・色々な意味から累積的な影響を回避するという趣旨であると思う。

（検討委員）

・ゾーニング計画書の中に、ご説明いただいた既存風力発電の扱いに関する考え方を、目次立てをして入れ込むことが大事なのではないかと思う。

（ファシリテーター）

・累積的影響がどこまで考えられ、何が考えられていないのかということは、はっきり書いておかないと読む人によるそれぞれの解釈をされてしまう。

・このような観点でも、累積的影響を考慮しているということを明確に書くと良いのではないか。

（検討委員）

・先ほど高さ 170m の風車と言っていたが、200m の風車が出てきた場合にどうするかというとき

には、「仰角 20 度で圧迫感も強くなる」という根拠が大事である。
・もし 200m の風車ができ、仰角 20 度ということであれば、もう少し離したところが環境保全エリアになるというように、想定外の数字が出てきたときにも、それを決めたときの根拠に基づき、議論ができる仕組みが大事ではないかと思う。
・マップの色にこだわり、ここがこうだからこうである、何メートル向こうに行ったらどうなのか、などという議論ではなく、そういった考え方が大事である。

（事務局）
・実際の事業実施に当たっては、ゾーニングマップで調整エリアとなっているから、簡単に事業ができるかと言うとそうではない。
・図２のフロー図にあるように、環境アセスメントで使用機種や体格に応じた環境配慮をしていくことをしっかりと伝えるとともに、ゾーニングマップはその入り口になるものと認識している。

（検討委員）
・３ページの図２の中で、「事業企画立案段階前での」と書いているが、ゾーニング計画が誰にとってのものなのかを考えることが必要。
・例えば、風力発電事業を計画している人だと仮定すると、計画段階、アセスメント段階、事業の着手段階という流れのため、市が行ったゾーニングは、事業の企画、立案段階に矢印が向かい、風力発電事業者に考えてもらうために行っているという位置付けの方が良いのではないか。
・現在の図だと、主体がばらばらであり、風力発電ゾーニング計画は石狩市で実施しており、環境アセスメントや事業の着手などは風力事業者が実施するため、図がわかりづらいと思う。

（事務局）
・図２の見直しと、第３章のゾーニングマップ利用に関する留意事項で、ゾーニングマップは実際に事業性を担保するようなものではないことが、きちんと伝わるように修正していきたい。

（部会員）
・環境保全エリアが調整エリアに変わることはあり得るか。

（事務局）
・ゾーニングマップの中で、狭小エリアについては、調整エリアであっても、事業計画として現実的ではないため、最終的に調整エリアから環境保全エリアに転換することを考えている。

（ファシリテーター）
・次に、３章の説明をお願いしたい。

（事務局）
・続いて、33 ページ以降の第３章について説明する。

・34 ページが現時点の市域及び海域全体のゾーニングマップ。
・次のページから浜益地区、厚田地区、旧石狩地区の拡大図をそれぞれ掲載している。
・赤色が環境保全エリア、濃いオレンジが調整エリアＡ、少し薄いオレンジが調整エリアＢ、クリーム色のような薄い部分が調整エリアＣ、緑色が導入可能エリアである。
・35 ページの浜益区の拡大図を見ると、浜益区と厚田区の境界線の辺りに若干導入可能エリアの緑色がある。
・導入可能エリアや調整エリアとなっていても、周囲を環境保全エリアに囲まれ、飛び地となっているような狭小な場所は、実際の事業計画は現実的ではないと考えられるため、最終的に環境保全エリアに統合、編入していくことを予定している。
・以上より、環境保全エリアについては、更に増えると予想できる。
・33 ページ上段の表 15 は、現時点のゾーニングマップのエリア別の面積を示している。
・表中の環境保全エリア 1,080.8km² は、事業性がないエリアである 363.1km² も含んだ面積である。
・事業性がないエリアを除いた、法令や重要な自然環境等から設定される純粋な環境保全エリアは 717.7km² である。
・事業性エリア 2,370.6km² から、純粋な環境保全エリアの 717.7km² を差し引くと、1,652.9km² になり、表中の調整エリア 1,652.7km² と導入可能エリア 0.2km² の合計値と一致する。
・現状として、陸域は 722.4km² の約 83％である 596.2km²、海域はゾーニング対象区域の 2011.3km² の約 24％である 484.6km² が環境保全エリアとなっている。
・33 ページの下の表 16 は、ゾーニングマップに関する留意事項を六つ掲げている。
・一つ目に、導入可能エリア等における事業の実施を担保するものではないということ、一定規模以上の事業実施に際しては、環境アセスメントが必要となること、ゾーニングにより環境アセスに係る調査の軽減や緩和の措置はないということ。
・二つ目に、各レイヤーの作成に用いた各種情報の粒度には差があることから、各エリアの境界位置と現地の土地境界の間に相違が生じる可能性があるため、境界付近の事業計画には十分な留意が必要であること。
・三つ目に、ゾーニングでは既存情報などを可能な限り収集・整理したが、全ての情報を完全に網羅してはいないこと。特に石狩湾の海域や厚田区、浜益区の自然環境情報については十分でないと考えていることを示している。
・四つ目に、本計画に記載している情報は作成当時の情報であるため、法令等、最新の情報を確認する必要があること。
・五つ目に、実際の事業計画の検討、企画、立案に当たり、土地所有者との調整を事業者自らが個別に行う必要があること。
・六つ目に、環境保全エリアや調整エリアには複数のレイヤーが重なっていることがあるため、詳細な内容を確認する必要があること。
・38 ページは、本ゾーニング事業に関する公表方法について記載している。
・ゾーニング計画書については、市ホームページで公開し、ゾーニングマップについては「石狩市 WebGIS」という市のホームページ内のマップ機能による公表を予定している旨を記載。
・ただし、石狩市 WebGIS では、システムの都合上、最終版のゾーニングマップのみの公開となる

ため、各種環境配慮情報の重なり合いの状況等、詳細な情報提供に関しては、事業の企画・立案など、事業者からの問い合わせ等に応じて個別対応をする必要性があると考えている。
・本ゾーニング事業については、環境省委託事業の契約期間である来年３月で一区切りとなるが、ゾーニングマップ等は自然条件や社会条件等の基礎的情報の更新、あるいは動植物情報等に関して新たな情報が得られた場合など、可能な限り定期的な更新を図ることを検討している。
・39 ページは、ゾーニングマップの活用方法について、環境アセスメントの前段階に位置付けられるものであり、事業計画段階で適地誘導を図ることや環境アセスメント手続きにおける市長意見を検討する際の参考資料として活用することを記載している。
・先に行われた景観・まちづくり・騒音等部会で指摘があり、39 ページの文言で、「円滑化や迅速化を」の「迅速化」という言葉は、アセス手続を短縮できるように取られるという意見があったので削除する。
・「さらに、ゾーニングマップは」以降の文言について、基本的に大型風車を想定して、騒音や景観の離隔距離等を設定しているため、小型風力などは大きさが違うので、そのままマップを準用はできないという意見があり、「さらに、ゾーニングマップの作成に用いたレイヤーは」というように、ゾーニングマップの検討の基礎となったレイヤーの環境配慮情報等を他の再エネの環境配慮にも準用したい、活用したいという文言に修正することを考えている。

（ファシリテーター）
・留意事項の中で、本ゾーニングではある一定規模の風車を想定して検討を行っているため、大型化に関しては色々な条件が変わってくることがあり、特に留意事項が多くなるというような表現を入れた方が良いのではないか。

（事務局）
・どの辺りに加えるのが良いか。

（ファシリテーター）
・検討の前提としている風車が、陸上、洋上でどの程度の規模であるということは、比較的前のページで入れた方が良いと思う。
・計画書の色々なところで、データがこうなり、そのデータを前提としたと示しているが、どこかにまとめて、この結果にはこの規模の風車を想定しているという前提条件を入れた方が、実際の風車の規模が大きくなった場合には制約条件が変わるということが読み手にわかりやすいと思う。
・ゾーニング事業を行った時点の風車の規模を前提に作成しているので、今後、想定される大型化に対しては、特に留意しなければいけないということは、33 ページの表 16 の辺りで入れると良いのではないか。
・このような条件を前提に検討して、最後に大型化に対しては、実際の事業を検討する場合、特に留意事項が多くなることを考えていただきたいということを加えていただきたい。

（検討委員）

・33 ページの表 16 における留意事項の五つ目を見ると、土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要があると記載がある。

・突然、土地所有者と全部調整がついたと事業者が来たらどうするのか。

・何を調整したのかということがわからないが、色々と考慮して調整したと言われたときに、ゾーニング計画を活かしながら、事業計画の前段階で考えてくださいと言えるかどうかの仕組みが大事ではないかと思う。

・具体的な調整の仕組みや手続などは別途、市で作る、あるいは今後このような検討する予定としておかないと、せっかく良いものを作ったが、逆に調整すれば事業はできると取られる可能性もあると思う。

・調整エリアとしていくつもレイヤーが重なったが、何の根拠もなく調整ができたと言われたときに、打つ手がなかったら、これは何のために調整エリアにしたのかということになり兼ねない。

（事務局）

・ゾーニングマップで導入可能エリアや調整エリアとなったから、一定の基準をクリアすれば、事業が可能というものではないということは、計画書中の複数の場所で言っているので、言い回しを少し工夫したいと思う。

（検討委員）

・例えば、調整エリアＡでは、事業計画段階の手続として、市あるいは市の環境審議会を通して、次の手順に進むことというようなことは、特段考えていないということでよろしいか。

（事務局）

・調整エリアと、何らかの市が定めた手続がリンクすることまでは考えていない。

・あくまでも、ゾーニングマップ等をオープンにすることで抑止力として使う。

（部会員）

・本ゾーニングについては、手続的な詳細までは求めなくても良いのではないかと思う。

・33 ページの表 16 中の６項目は、行政的に見ると相当重い言葉が入っている。

・事業者の捉え方は確かに色々あるかもしれないが、第３章を読み込むと、例えば、実際に事業者が行政に相談に来たときには、色々な窓口があるため、調整していくのはやはり環境部局の職員になる。

（部会員）

・規模が 1,000kW 前後だと小型風車に入ると思うが、1,000kW の場合は、離隔距離はどのようになるのか。

・送電線の空き容量がゼロの部分はどうなるのか。送電線がまたできるのか。

（事務局）
・小型風力発電に関するガイドラインの話になる。
・このガイドラインでは、1,000kW 未満の一般的なアセス対象外となる風力発電を対象としている。
・離隔距離の考え方としては、最大高の３倍を住宅から離すこと、もう一点、騒音の基準を設けており、環境基準、あるいは昨年の風車騒音の基準となる環境省指針値のいずれか低い値を超えないということを求めているので、この二点で離隔距離を判断すると考えている。

（事務局）
・ゾーニングのレイヤー区分におけるインフラの中で、送電線に係る事業性の条件として、経済産業省の指針に基づき、送電線からの距離 40km 未満としている。

（部会員）
・環境保全エリアであるが、そこに立地したいという事業者がいた場合には、アセスに進んでいく上で、市としてこのような考えであるということを意見として付ける形になると考えて良いか。
・事業の実施は絶対に認めないということではなく、市としては、あまり好ましくない場所であるが、事業者が計画を出しているため、アセスは進んでいくという考えで良いか。

（事務局）
・市の意思表示として、ゾーニングマップでは、このような理由で環境保全エリアになっているという意見は付けていきたい。
・ただし、そこで市は認めないとまでは言えない。

（ファシリテーター）
・そのほか、全体を通して何かないか。

（検討委員）
・この夏に風力発電に対する社会的受容性が変わったと思う。
・台風が来て大きな風車が倒れ、震災では、風力発電があるにも関わらず電気が供給されていないなど。
・社会的受容性は常々変わるため、ゾーニングに含めるかどうかは別の議論になると思うが、そのような側面があることは、きちんと知っていただいた方が良いと思う。

（検討委員）
・事業性と言うと、どうしてもお金のことだけに取られてしまうため、例えば、実際に事業性を評価、担保するものではないということに加えて、先行利用者との調整を担保するものではないというような、調整エリアの意味をここに加えると良いのではないか。

（ファシリテーター）

・ほかにご意見がないため、事務局にお返しする。

（事務局）

・以上をもって、第４回事業性に関する作業部会を閉会する。

以上、閉会